

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 賃貸借物品の名称及び数量
令和 7 年度史跡妻木晩田遺跡第 4 3 次発掘調査資機材賃貸借 一式
- (2) 賃貸借物品の仕様
別添史跡妻木晩田遺跡第 4 3 次発掘調査資機材賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和 7 年 5 月 20 日から令和 7 年 11 月 25 日まで
- (4) 納入期限
令和 7 年 5 月 20 日
- (5) 納入場所
仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかに登録されている者としてすること。
 - ア 機械器具類の建設土木機器
 - イ その他の賃借のその他
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 本件公告に示した賃貸借物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該賃貸借物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立むきばんだ史跡公園

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び賃貸借物品の仕様に関する担当部局
〒689-3324 鳥取県西伯郡大山町妻木 1115-4
鳥取県立むきばんだ史跡公園
電話 0859-37-4000
電子メール mukibanda@pref.tottori.lg.jp
- (2) 入札説明書等の交付方法
令和 7 年 4 月 11 日（金）から同月 25 日（金）までの間にインターネットの鳥取県立むきばんだ史跡公園のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>）から入手すること。
ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。
 - ア 交付期間及び交付時間
令和 7 年 4 月 11 日（金）から同月 25 日（金）までの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、封筒の表に「入札関係書類在中」と朱書きの上、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 8 日（木）午前 11 時 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 7 日（水）午後 5 時までとする。）

イ 場所

(1) に同じ

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 2 号）を作成し、電子メールにより 4 の（1）の場所に令和 7 年 4 月 18 日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和 7 年 4 月 22 日（火）にインターネットの鳥取県立むきばんだ史跡公園のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7 の事前提出物を作成の上、令和 7 年 4 月 25 日（金）正午までに 4 の（1）の場所に持参又は郵便等の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

(1) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）

(2) 2 の（4）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その 1）の写し（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 28 号）第 10 号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 資格審査について

(1) 6 の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 7 年 4 月 30 日（水）までに通知する。

(2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立むきばんだ史跡公園所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 7 年 5 月 1 日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(3) (2) により説明を求められた場合、鳥取県立むきばんだ史跡公園所長は、説明を求めた者に対して令和 7 年 5 月 2 日（金）までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は紙入札とし、入札書は所定の様式（様式第6号）を使用すること。
- (2) 入札に当たっては、仕様書の別紙に示す賃貸借物品の単価（税抜）に予定数量及び予定日数等乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）を入札金額として入札書に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）にそれぞれの実績数量及び実績日数等乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価欄にそれぞれ記載すること。

また、この調達が入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定数量及び予定日数等は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書替え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 入札書は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、金額は訂正できない。
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに必ず委任状（様式第3号）を4の（1）の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状（入札に関する権限を含むこと。）を提出している場合はこの限りでない。
- (6) 委任状及び入札書のあて名は「鳥取県立むさびんだ史跡公園所長 中山 寧人」とする。
- (7) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札書は、入札者名及び入札金額等を記入し、「入札書」と明記し、案件名、商号又は名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、郵便等による入札の場合は、案件名、商号又は名称と共に「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と回数を明記した封書に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として、無効とする。
- (10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1号）を提出していない者のした入札

- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第3号）を4の（4）（郵便等による場合は4の（1））の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した賃貸借を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 4 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。
- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 5 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。